

お 礼

厚生労働省社会援護局福祉課

消費生活協同組合業務室へお礼

令和2年9月18日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 繁

柔道整復師術にかかる受診妨害防止対策にお礼

先般、徳島県全労済に於て交通事故患者の柔道整復師受診に対し「医師の同意」や「医師の了解」の無い事を理由に柔道整復師受診について「受診妨害」や「医療費不払い」などの問題があり、この件の注意と再発防止の要望を行いましたが、今回件が従来より関係法規の誤解や柔道整復師に対する偏見の下にくり返されていた問題であることに鑑み、この理解と再発防止の対応を賜った事の有難い次第です。

この度、この注意について「受診妨害惹起の行き過ぎの誤解防止の注意」の周知徹底が図られた旨の連絡を賜りましたことにお礼を申し上げます。

なお、どのように整備された制度でもその誤用乱用問題があり、この注意は保険者のデーター整備による資料の収集と分析に基づく根拠は証拠の下の取り組みの大変で、この事による受診者の受診妨害回避や整復業務妨害回避による不正防止対策の向上の大変で一層の発展をお祈り申し上げます。